

ベトナムにおける再生可能エネルギー関連規制について
—屋上太陽光発電を中心に—

(2022年1月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ホーチミン事務所

ビジネス展開・人材支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ホーチミン事務所が西村あさひ法律事務所に作成委託し、2021年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび西村あさひ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび西村あさひ法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ホーチミン事務所

E-mail：VHO@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

I	概要	1
I.1.	規制の動向	1
I.2.	電力市場	2
I.2.1.	全般的な市場の発展フェーズ	2
I.2.2.	再生可能エネルギー・プラントの市場参加	2
I.3.	電力の価格	2
I.3.1.	固定価格買取制度（FIT）	2
I.3.2.	電力小売価格	3
I.4.	再生可能エネルギー・プロジェクトにおける直接電力購入メカニズム	4
II	屋上太陽光発電システム	5
II.1.	主要な事業モデル	5
II.1.1.	自己所有モデル	5
II.1.2.	第三者所有モデル	6
II.2.	屋上太陽光発電システムに適用される他の注目すべき規制	9
II.2.1.	屋上太陽光発電システムの定義	9
II.2.2.	法令上求められる契約	10
II.2.3.	電気事業ライセンス	10
II.2.4.	電気料金	10
II.3.	適用され得るインセンティブ	11
II.4.	実務上の問題点	11
III	ソーラーパネルの製造、輸入及び設置に関する規制	12
III.1.	製造	12
III.1.1.	製造プロジェクトに適用ある可能性があるインセンティブ	12
III.1.2.	重要な技術要件	13
III.2.	輸入	13
III.2.1.	条件及び許可	13
III.2.2.	輸入関税	13
III.3.	ソーラーパネルの製造及び輸入に関連して今後課される義務	14
III.4.	設置	14
IV	まとめ	15

I 概要

I.1. 規制の動向

再生可能エネルギーを含むベトナムのエネルギー開発の方向性を規定する主要な法的な決議及び決定としては、(i)2020年初頭の、2045年を見据えた2030年までの国家電力開発戦略を志向する内容の、ベトナム共産党政治局決議 55-NQ/TW、(ii)2015年後期の、2050年を見据えた2030年までの再生可能エネルギー開発戦略を承認する首相決定 2068/QD-TTg、及び(iii)2016年3月の、2030年を見据えた2011-2020年の国家電力開発計画（以下、「PDP」という。）の改定（以下、「改定 PDP VII」という。）を承認する首相決定 428/QD-TTgがある。

再生可能エネルギー源の開発及び利用の優先は、これらの上位政策で繰り返し述べられており¹、また、最新のPDP（すなわち、PDP VI²、PDP VII³及び改定 PDP VII⁴）でも、ベトナムのエネルギー分野における目標とされている。最新の PDP VIII 草案でも、かかる傾向が維持されることが期待されている。PDP VIII 草案の起草は、2018年に始まり、PDP VIII 評価委員会によって評価及び承認され⁵、2021年10月に政府に提出された⁶。評価済みのPDP VIII 草案には、再生可能エネルギーの開発が引き続き優先され、国全体の全種類の発電所の合計設備出力に占める再生可能エネルギー・プラントの設備出力目標が、2030年には約24.3%～25.7%（合計設備出力は130,371～143,839MW超）、2045年には約26.5%～28.4%（合計設備出力は261,951～329,610MW超）と設定されている旨が報告されている⁷。もっとも、評価済みのPDP VIII 草案は、Le Van Thanh 副首相の指示を伝える2021年11月9日付政府官房通知 308/TB-VPCP に基づいて国家機関に割り当てられた一定の後続作業（完了するには少なくとも1、2か月間を要すると思われる。）が依然としてあるため、2021年中に発行される可能性は低い。当該指示の中で、商工省は、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議でのベトナムのメッセージに沿って、PDP VIII 草案の電源計画（とりわけ、投資家未選定又は投資家が選定されたものの実施しないよう提案がなされている石炭火力発電所プロジェクトなど）に関する専門家、科学者及び地方自治体の意見を集めるための作業を要請されている。かかる要請を受けて、PDP VIII 草案における再生可能エネルギー電源の設備出力目標は、さらに拡大される可能性もあると考えられる。

¹ 2020年の決議 55-NQ/TW II.1、2015年の決定 2068/QD-TTg 1.1条など。2021年4月28日付ジェトロ地域・分析レポート参照：<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/0401/95af12c1d66af1b4.html>

² 決定 110/2007/QD-TTg 1.1条

³ 決定 1208/2011/QD-TTg 1.2条

⁴ 決定 428/2016/QD-TTg 1.2条

⁵ 「PDP VIII: 電源の不均衡を克服し、2045年までに経済のため十分な電力を供給する」The Socialist Republic of Vietnam Online Newspaper of the Government (2021)：<http://baochinhphu.vn/Hoat-dong-Bo-nganh/Quy-hoach-dien-VIII-Khac-phuc-mat-can-doi-nguon-dien-cung-cap-du-dien-cho-nen-kinh-te-den-nam-2045/449620.vgp>（最終アクセス：2021年11月15日）（ベトナム語のみ）

⁶ 「PDP VIII のハイライト」The Socialist Republic of Vietnam Online Newspaper of the Government (2021)：<http://baochinhphu.vn/Hoat-dong-Bo-nganh/Nhung-diem-nhan-trong-Quy-hoach-dien-VIII/451011.vgp>（最終アクセス：2021年11月15日）（ベトナム語のみ）

⁷ 同上。改定 PDP VII における2020年の計画合計設備出力は60,000MWであり、そのうち再生可能エネルギー（マイクロ水力、風力、太陽光及びバイオマスを含む。）が9.9%を占める。

I.2. 電力市場

I.2.1. 全般的な市場の発展フェーズ

ベトナムの電力市場は、2006年に設立され⁸、法律上、次の3つのフェーズを通じた発展が計画されている⁹。

- ▶ フェーズ1：発電（競争）市場（2005年～2014年）
- ▶ フェーズ2：電力卸売（競争）市場（2015年～2021年）
- ▶ フェーズ3：電力小売（競争）市場（2021年以降）¹⁰

2021年末現在、ベトナムの電力市場は、2019年1月1日から正式に運営されている電力卸売市場のフェーズにある¹¹。電力卸売市場は、実際にはその一部のみが民間投資家に開放されており、残りは依然としてVietnam Electricity (EVN) 及びその子会社が占めている。しかしながら、最近の規制¹²においては、一定の種類の再生可能エネルギー・プロジェクトについて、「電力購入者」の範囲が拡大されたこともあり、EVNによるこの独占的な状況は徐々に変化して行くことが期待される。

I.2.2. 再生可能エネルギー・プラントの市場参加

ベトナムの電力市場は、前述のように、現在フェーズ2にあるが、再生可能エネルギー・プラント（水力発電所を除く。）は、現行法上、電力卸売市場に直接参加することを義務付けられておらず、電力取引会社を通じて間接的に参加している¹³。しかしながら、30MWを超える設備出力を有する再生可能エネルギー・プラントは、一定の要件を満たす限り、電力卸売市場に参加するために登録する選択権をなお有している¹⁴。

一方で、電力小売市場を設立するための準備及び措置が始まっている¹⁵。そうした準備のうち、再生可能エネルギー・プラントが、電力使用者と直接契約を締結することを可能にする試験的プログラムについては、後記I.4.を参照されたい。

I.3. 電力の価格

I.3.1. 固定価格買取制度 (FIT)

一定の再生可能エネルギー・プロジェクトでは、奨励のための仕組みとして、商業運転開始日から最長20年を買取期間として、EVNと締結するオフテイク電力購入契約において、発電の種類毎に定めら

⁸ 決定 26/2006/QD-TTg

⁹ 決定 26/2006/QD-TTg 1.2条、決定 63/2013/QD-TTg 4条

¹⁰ 決定 63/2013/QD-TTg

¹¹ 「卸電力競争市場 2019年：“レース”が始まる！」EVN公式ウェブサイト(2019)：
<https://www.evn.com.vn/d6/news/Thi-truong-ban-buon-dien-canh-tranh-2019-Cuoc-dua-bat-dau-6-15-22947.aspx>（最終アクセス：2021年11月15日）（ベトナム語のみ）

¹² 決定 13/2020/QD-TTg 3.1条、決定 08/2020/QD-TTg 1.2条

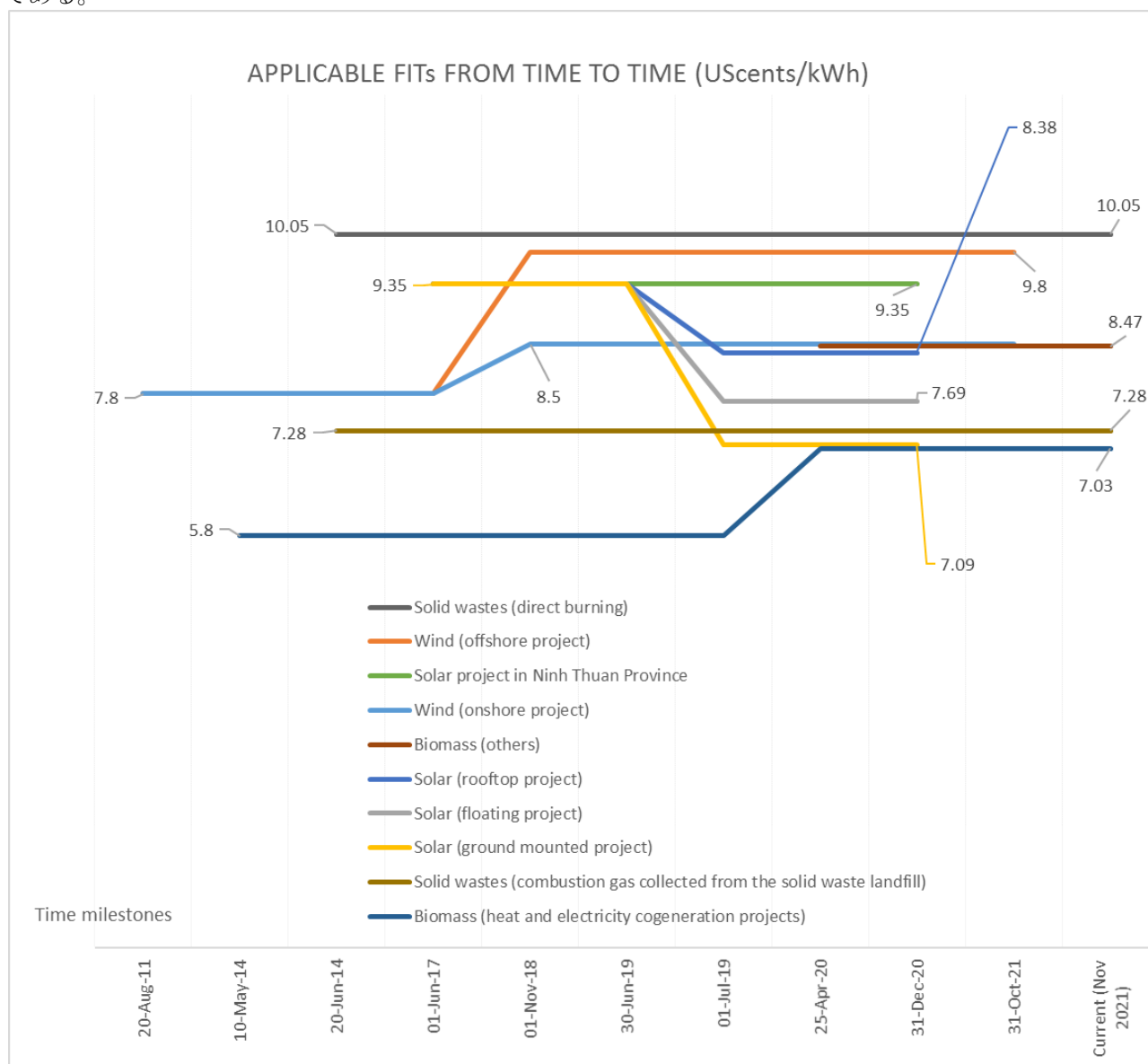
¹³ 通達 45/2018/TT-BCT(その後の改正を含む。)3.21条及び4.3条(b)、決定 120/2020/QD-DTDL

¹⁴ 通達 45/2018/TT-BCT(その後の改正を含む。)4.2条。ただし、固定価格買取制度の適用を受ける再生可能エネルギー・プラントが電力卸売市場へ参加する動きは今のところ見受けられない。

¹⁵ 決定 2093/2020/QD-TTg

れた買取価格による固定価格による買取制度（FIT）（支払時の VND/USD が替レートに基づいて調整される。）の適用を受けることが認められている。

次のチャートは、適用される買取価格及びその適用時期を再生可能エネルギーの種類別に示したものである。



チャートが示すように、2021年11月1日現在では、バイオマス及び固形廃棄物発電プロジェクトにのみ、引き続きFITの適用があり、同日以降に商業運転を開始する風力及び太陽光発電プロジェクトについては、FITは適用されていない。

I.3.2. 電力小売価格

ベトナムでは、EVNが独占している最終需要者向けの電力小売価格は、国家機関が定めており、随時、商工省の決定及び通達で示されている。各セクターごとに価格が定められており、また各セクター内でも、電圧レベル、使用時間帯及び使用量に基づいて価格が異なる場合がある。次の表は、近年の小売価格を示したものである。

時期 \ 部門	平均	製造部門 (電圧レベル 及び使用時間 帯により異なる)	行政組織 (電圧レベル により異なる)	企業 (電圧レベル 及び使用時間 帯により異なる)	家庭 (累進率)
2014年6月1日から 2015年3月15日まで ¹⁶	1,508.85	785 - 2,520	1,358 - 1,554	1,132 - 3,742	1,388 - 2,399
2015年3月16日から 2017年11月30日まで ¹⁷	1,622.01	869 - 2,735	1,460 - 1,671	1,185 - 3,991	1,484 - 2,587
2017年12月1日から 2019年3月19日まで ¹⁸	1,720.65	884 - 2,862	1,531 - 1,755	1,256 - 4,233	1,549 - 2,701
2019年3月20日から現 在(2021年11月) ¹⁹	1,864.44	970 - 3,076	1,659 - 1,902	1,361 - 4,587	1,678 - 2,927

(単位： VND/kWh、付加価値税を含まない。)

I.4. 再生可能エネルギー・プロジェクトにおける直接電力購入メカニズム

前記 I.2.1 で述べたように、ベトナムの電力小売市場が今年導入される予定であった。商工省は、2020年に、電力小売市場のモデル設計を行うための決定 2093/QD-BCT を発し、2021年をその準備の年とした。

次に、2022年から2024年までの期間に、使用量が多い電力使用者が、再生可能エネルギー（特に、風力及び太陽光）発電事業者と、直接、電力購入契約を締結することを可能にする試験的プログラムが実施される。当該試験的プログラムの結果に基づいて、電力使用者が電力市場においてスポット的に電力を購入することができるモデルが計画され、正式に実施される。商工省は、2021年4月8日に、再生可能エネルギー発電事業者及び電力使用者間で直接電力売買を行う試験的プログラムに関する通達の第2草案を公表した。同草案の内容は次のとおり²⁰。

- 当該試験的プログラムは、全国を対象に実施され、再生可能エネルギー・プロジェクトの合計最大出力が1,000MWを超えないものとする。
- 当該試験的プログラムの参加者は、名目最大出力が30MW超の、現行PDPに含まれている再生可能エネルギー・プラントを所有、管理及び運営する発電事業者及び工業生産用に22kV以上のボルト数の電力を購入する電力使用者である。

¹⁶ 決定 4887/2014/QD-BCT

¹⁷ 決定 2256/2015/QD-BCT

¹⁸ 決定 4495/2017/QD-BCT

¹⁹ 決定 648/2019/QD-BCT

²⁰ 再生可能エネルギー電力会社と電気使用者との間の直接の電力売買の試験的プログラムに関する通達草案 1条、2条、3条及び9条。

- ▶ 電力購入取引は、電力卸売市場の規制に従い、電力スポット市場を通じて直接行われるものとする。
- ▶ 電力使用者は、有期契約に基づく電力の購入について、発電事業者と直接交渉及び合意することができる。

II 屋上太陽光発電システム

II.1. 主要な事業モデル

ベトナムの現行規制上、屋上太陽光発電プロジェクトは、EVNのグリッドに接続しているかどうかにかかわらず、グリッド接続型の他の太陽光発電プロジェクトとは異なるものとして取り扱われている。ベトナムにおける屋上太陽光発電システムの法的定義は、後記 II.2.1 を参照。屋上太陽光発電システムによる事業モデルについては、ベトナムの現行法上は特に網羅的な規定が置かれている訳ではない。他方で、実務上は非常に活発かつ幅広く柔軟な事業活動が行われており、屋上太陽光発電システムの事業モデルは、実際の事業状況に応じてケースバイケースで構築されてきた。実務上、屋上太陽光発電システムが設置されている建設物の所有者（以下、「建物所有者」という。）が屋上太陽光発電システムを自ら所有するモデルと、第三者所有モデルの 2 つがベトナムで良く見られる事業モデルであり、両者は屋上太陽光発電システムに対する所有権の点で分けることができる²¹。

II.1.1. 自己所有モデル

本モデルでは、建物所有者が屋上太陽光発電システムを所有・運営する。屋上太陽光発電システムから得られる電力は、通常、自家消費のために使用されるが、建物所有者は、電力購入契約に基づき、EVN（又はその授権を受けた会社）に余剰電力を販売することもできる。建物所有者が余剰電力をEVNに販売し、EVNから支払いを受ける場合、建物所有者には、発電事業（VSIC コード²² 3511-詳細:太陽光発電）の事業登録が求められる。なお、発電事業分野（太陽光発電の事業分野を含む。）は、投資法の定める条件付事業分野であるため²³、太陽光発電の事業活動を行うに当たっては、サブライセンス、資格証明書等の法定の条件やその時点に応じたその他の条件を満たすことが必要とされる²⁴。現在、国家事業登録ポータルで公表されているとおり²⁵、発電事業については電気事業ライセンスが必要条件となっているが、屋上太陽光発電システムとしての条件を満たす場合には、当該ライセンスは免除されている（後記 II.2.3 を参照。）。また、太陽光発電事業は、外国投資が許可されない事業分野又は

²¹ 本分類は、2020年10月13日にGIZ Energy Support Programによって発行された「商業用・産業用屋上太陽光に関する投資ガイドライン」及びその他の公開情報を参照して提示するものである。投資ガイドラインは、<http://gizenergy.org.vn/en/knowledge-resources/giz-publications/publications>（最終アクセス：2021年11月15日）にて公表されている。

²² 決定 27/2018/QĐ-TTg に基づくベトナム標準産業分類。

²³ 投資法付属文書 IV 50 項。

²⁴ 投資法 7 条。

²⁵ <https://dangkykinhdoanh.gov.vn/vn/Pages/ChitietNN.aspx?lvID=4&nnID=77>（ベトナム語のみ）

外国投資に関する条件付事業分野としては挙げられていないため²⁶、事業登録の条件等は、建物所有者が外国投資企業であっても国内企業と同一である²⁷。建物所有者が発電する電力を全て自家消費し、EVN への電力販売や EVN との電力購入契約がない場合には、このような発電に関する事業登録は不要となる。

本モデルは、実務上、伝統的に行われてきたものであり、自ら安定して高い電力消費の需要があり、屋上の広いスペースを活用したい工場のオーナーや工業団地などにより、しばしば利用されている。

II.1.2. 第三者所有モデル

第三者所有モデルでは、自己所有モデルとは対照的に、太陽光発電サービス会社（以下、「サービス会社」という。）が屋上太陽光発電システムを所有・運営する。サービス会社は、建物所有者、EVN、その他のオフテイカーに生産した電力を販売するため、その事業には、屋上太陽光発電システムの製造、供給、設置又は投資が含まれる。本モデルの実施にあたり、建物所有者及びサービス会社は、パートナーシップの条件を定める各種契約の締結を行う。実務上は、屋上太陽光発電システムリース契約、屋上リース契約又は直接電力購入契約が用いられることが多い。

▶ 屋上太陽光発電システムリース契約：

サービス会社が屋上太陽光発電システムを所有し、建物所有者は、サービス会社から屋上太陽光発電システムを借りる形で屋上太陽光発電システムの使用となる。

- 屋上太陽光発電システムリース契約に基づく賃料は、建物所有者からサービス会社に対して、通常、月次で屋上太陽光発電システムにより発生する電力等に基づき支払われる。この場合、サービス会社は、屋上太陽光発電システムのリースの対価として建物所有者から賃料を回収するため、VSIC コード 7730：オペレーターなしの機械、設備、その他の有形物のリースの登録が必要となる²⁸。サービス会社が屋上太陽光発電システムの建築、建設、設置の工事にも従事する場合、VSIC コード 7110：建築業務及び関連する技術コンサルティング、VSIC コード 4299：その他土木工事の建設、及び VSIC コード 4321：電力システムの設置の事業登録も必要となる可能性がある。この点に関し、商法上の「商品」が広く定義されており²⁹、機械及び設備が商法上の「商品」とみなされる可能性があるため、そのリース事業（VSIC コード 7730）は、商品の取引及び直接関連する活動に関する事業活動とみなされ³⁰、トレーディング・ライセンスの対象となる可能性がある³¹。いずれにせよ、具体的な事業の内容に従って、機械及び設備のリース事

²⁶ 政令 31/2021/ND-CP 付属文書 I。

²⁷ 政令 31/2021/ND-CP 9 条。

²⁸ 屋上太陽光発電システムリース契約が、ファイナンス・リースの特性を持ち得ることには注意が必要である。ファイナンス・リースは、銀行業務の一つである信用の供与にあたる（金融機関法 4.12 条、4.14 条及び 8.2 条（その後の改正を含む。））。従って、サービス会社が金融機関でない限りは、屋上太陽光発電システムリース契約が、ファイナンス・リース契約と解釈されないよう、慎重な考慮が必要である。

²⁹ 商法 3.2 条。

³⁰ 政令 09/2018/ND-CP 3.1 条(e)

³¹ 政令 09/2018/ND-CP 5.1 条(dd)

業を行う前に、トレーディング・ライセンスの可否を含め、予め必要となる事業登録、ライセンス等を確認することが望ましい。なお、建設関連の事業分野（VSIC コード 7110 及び 4299）は、投資法上、条件付事業分野と規定されており³²、建設能力証明書³³、専門家資格³⁴などの取得の対象となり得るが、後述の通り、法律上の屋上太陽光発電システムの要件を満たすためには、1MW が容量の限度とされているため、屋上太陽光発電システムは建設グレード IV³⁵にあたるとして、これらの要件は免除される可能性がある³⁶。また、リース事業、建設及び関連エンジニアリング事業は、外国投資家による市場アクセスが制限されている事業、産業として挙げられているため³⁷、現在、外国投資の国家ポータルで公表されているとおり、(i)オペレーターなしの機械及び設備のリースは、WTO、CPTPP、及び VJEPA³⁸でまだ誓約されていないため、外国投資会社の事業分野の登録にあたっては、ケースバイケースで当局の承認を受けなければならない一方、(ii)建設及び関連エンジニアリング業務は、外国企業が WTO の加盟国の外国法人³⁹であれば、登録に支障はないものと考えられる。

- 建物所有者は、消費しなかった余剰電力を EVN に売却することができ、そのような売却は、建物所有者と EVN との間の電力購入契約に基づいて合意される。建物所有者が EVN への電気の販売を行う場合の発電事業の登録については前記 II.1.1 での議論を参照。
- サービス会社が、リースに伴い、屋上太陽光発電システムの運営及び保守にも責任を負う場合、保守料金は、月々の賃料に含めるか、又は固定料金として別途請求される。サービス会社は、これらのサービス提供にあたり手数料を徴収するため、事業分野として、VSIC コード 3312:機械及び設備の修理、及び VSIC コード 3314 : 電気設備の修理の登録が必要となる可能性がある。現行法上、これらの事業分野は、条件付事業分野ではなく、外国投資に関する制限はない⁴⁰。
- 本アレンジは、建物所有者が自らの安定した高い電力需要を満たすこと、又は売電から生まれる安定した長期のキャッシュフローを望むが、屋上太陽光発電システムへの投資や技術的な問題から生じるリスクを回避したい場合などに選択される。他方、サービス会社には、屋上太陽光発電システムへの投資、長期的な技術サポートが求められる。

³² 投資法付属文書 IV 106 項及び 108 項

³³ 建設法 148.4 条（その後の改正を含む）

³⁴ <https://dangkykinhdoanh.gov.vn/vn/Pages/ChitietNN.aspx?lvID=7&nnID=1630>（ベトナム語のみ）

³⁵ 通達 06/2021/TT-BXD 付属文書 I 表 1.2 項目 1.2.5.5

³⁶ 政令 15/2021/ND-CP 83.3 条(dd)

³⁷ 政令 31/2021/ND-CP 付属文書 I B22 項及び 46 項。

³⁸ https://vietnaminvest.gov.vn/SitePages/News_Detail.aspx?ItemId=233（ベトナム語のみ）

³⁹ https://vietnaminvest.gov.vn/SitePages/News_Detail.aspx?ItemId=257（ベトナム語のみ）

⁴⁰ これらの事業分野は、政令 31/2021/ND-CP 付属文書 I に記載の外国投資家による市場アクセスの制限の対象となる事業、産業又は投資法付属文書 IV に記載の条件付事業分野の一覧に記載されていない。

➤ 屋上リース契約：

建物所有者は、屋上リース契約により屋上の全部又は一部をサービス会社にリースし、サービス会社は、屋上太陽光発電システムの所有者及び投資家となる。

- 本項目では、建物所有者が、屋上太陽光発電システムから発電された電力を購入せず、発電された電力は全てサービス会社によって EVN に販売される場合を説明する(建物所有者に電力需要がある場合は、後述の「直接電力購入契約によるアレンジメント」を参照)。サービス会社から EVN への電力販売については、前記 II.1.1 の発電事業の登録に関する議論を参照。
- 屋上の賃料は、電力の売却による利益に応じたものとすることや、契約期間を通じて固定の賃料とすることも可能である。
- 建物所有者は、屋上のリースにあたりサービス会社から賃料を徴収するため、建物所有者は、VSIC コード 6810：不動産事業⁴¹の登録が必要となる可能性がある。不動産事業法の例外により登録を要しない可能性はあるものの⁴²、依然として当局によって見解が様々である。従って、建物所有者は、関係する管轄当局に相談するか、又は念のため不動産事業の登録を行うことが推奨される。不動産事業は外国投資家の市場アクセスが制限されている事業、産業のリストに挙げられているが、建築物のリースは不動産事業法 3.11 条に規定する外国投資家が行うことができる不動産事業の範囲に含まれている⁴³。
- 本アレンジは、広い面積の未使用の屋上を有するが、屋上太陽光発電システムから発電される電力の使用又は販売の需要が高くない建物所有者に利用されるケースが多い⁴⁴。

➤ 直接電力購入契約：

サービス会社は、屋上太陽光発電システムの所有者かつ投資家であり、建物所有者は、直接電力購入契約に基づき、屋上太陽光発電システムから発電された電気を、有利な価格で部分的に又は全て購入する。

- 屋上リース契約とほぼ同じであるが、唯一の違いは、建物所有者に電力需要があり、サービス会社と締結した直接電力購入契約に基づき、発電した電力のオフテイカーとなる点である。
- 直接電力購入契約の法定のテンプレートや、その内容に関する法令上の規定は存在しないため、両当事者が自由に条件を合意することが可能である。直接電力購入契約で合意

⁴¹ 決定 27/2018/QĐ-TTg に基づくベトナム標準産業分類。

⁴² 政令 76/2015/ND-CP 5.1 条及び 5.7 条によれば、以下の場合は不動産業の事業登録は必要とされない。

- 建物所有者が、(不動産) 事業に投資されていない不動産をリースする場合。
- 建物所有者が、自己の所有不動産をリースする場合。

⁴³ 政令 31/2020/ND-CP 付属文書 I B19 項。

⁴⁴ Ngoc Tuan 「太陽光発電のための工場の屋根賃貸、企業の収入増加」 EVN 公式ホームページ (2020) : <https://tietkiemnangluong.evn.com.vn/d6/news/Cho-thue-mai-nha-xuong-lam-dien-mat-troi-doanh-nghiep-co-them-thu-nhap-0-136-13563.aspx> (最終アクセス：2021 年 11 月 15 日) (ベトナム語のみ)

する事項には、屋上太陽光発電システムの技術的要件、購入される電力の量及び価格、並びに建物の屋上のリース/使用等が含まれる。

- 本アレンジでは、サービス会社が屋上太陽光発電システムの運用者とみなされるため、建物所有者が購入せず EVN に販売される発電電力が存在する場合、サービス会社が屋上太陽光発電システムのグリッド接続及び EVN との電力購入契約の締結に関する責任を負う。
- 本アレンジは、決定 13/2020/QD-TTg の施行により EVN 以外の買手が認められたことを受けたものであり⁴⁵、ベトナムでは比較的新しいモデルである。多くのサービス会社及び建物所有者が、本ビジネスモデルを実際に屋上太陽光発電システムへの投資に取り入れている。

II.2. 屋上太陽光発電システムに適用される他の注目すべき規制

屋上太陽光発電システムへの投資モデルは、実務上様々であるため、投資に関連する規制及び手続きは案件や種類により異なるものの、一般に屋上太陽光発電システムへの投資は、発電事業に適用される一般的な投資規制以外に、以下のような特有の規制を受ける。

II.2.1. 屋上太陽光発電システムの定義

法令上、屋上太陽光発電システムは、以下の太陽光発電システムを意味するとされている。

- ▶ 太陽光パネルが建設物の屋上に設置され、容量は 1MW を超えず、電圧が 35kV 以下であるオフテイカーの電力網に直接的又は間接的に接続されているもの⁴⁶。
- ▶ 太陽電池の効率が 16%以上又はモジュールの効率が 15%以上であるもの⁴⁷。

上記の屋上太陽光発電システムの定義における「建設物」及び「屋上」の範囲は、2020 年 9 月 22 日付商工省通知 7088/BCT-DL によって、以下のように詳細が定められている。

- 建設物とは、建設法 3.10 条（その後の改正を含む。）に定義されるものであって、投資、環境、防火に関する法律、土地法等の現に効力を有する法律に従って投資される新設、改造、修理された建造物を含む。
- 建設物の屋上とは、通達 03/2016/TT-BXD 付属文書 2 に規定されている家屋状の構造物の屋上、屋根とする⁴⁸。建設物の屋上は、建設物の機能及び目的に適合していなければならない⁴⁹。

⁴⁵ 決定 13/2020/QD-TTg 3.1 条

⁴⁶ 決定 13/2020/QD-TTg 3.5 条

⁴⁷ 決定 13/2020/QD-TTg 9.3 条

⁴⁸ ただし、本通達は、2021 年 6 月 30 日付通達 06/2021/TT-BXD により廃止されている。

⁴⁹ 1 拠点で総容量が 1MW を超える複数の屋上太陽光発電システムについては、本通知に基づき、各屋上太陽光発電システムについて個別の電力購入契約を締結することが可能であり、その場合、電力事業ライセンスは免除される。もともと、商工省は、2021 年 2 月 9 日付通知 185/TTg-CN における太陽光発電の開発をめぐる問題の検討に関する首相指示に基づき、現地視察のための現地視察団を 10 省に設置し、地方当局及び EVN に対し、関連事項に関する報告書の提出を求めた。近い将来、商工省は、商工省、地方当局及び EVN の視察結果を踏まえて首相に報告を行い、視察結果を考慮して政策立案・計画を行う予定である。

II.2.2. 法令上求められる契約

屋上太陽光発電システムを設置し、運用する者が後述の優遇措置を受けるためには、以下のプロジェクト契約を締結しなければならない。

▶ オフテイカーとのグリッド接続契約：

本契約は、オフテイカーがグリッド接続申請書（申請書類の詳細は EVN が定めている⁵⁰。）及びグリッド所有者（該当する場合）の書面による同意を受領した日から 5 営業日以内に締結されなければならない⁵¹。

▶ オフテイカーとの電力購入契約：

本契約は、オフテイカーが書面による請求を受領した日から 5 営業日以内に締結されなければならない。売主からの電力販売に関する書類が添付されなければならない。オフテイカーが EVN である場合、直接電力購入契約は、通達 18/2020/TT-BCT 付属文書 2 で規定された様式によらなければならない⁵²。

II.2.3. 電気事業ライセンス

上記の条件を満たす屋上太陽光発電システムは、電気事業ライセンスが免除される⁵³。上記の条件を満たさない場合には、電気事業ライセンスの免除を含む、屋上太陽光発電システムに与えられる優遇制度を受けることはできない。この点に関して、2020 年 10 月 19 日付 EVN 通知 6948/EVN-KD によれば、EVN は、屋上太陽光発電システムに関する規定に従って屋上太陽光発電システムが設置されているかどうか確認して決定を行うものとされており、規定どおりに設置がなされていない場合、EVN は、屋上太陽光発電システムをグリッドに接続する前に、電力の販売要件を満たし、EVN に販売される電気料金を決定するため、顧客に対し、関連する規定に従って適切な調整又は補足の手続きを行うよう指導を行うものとされている。

II.2.4. 電気料金

EVN 以外のオフテイカーが支払う電気料金は、自由に交渉することが可能である⁵⁴。なお、屋上太陽光発電に関する規制には支払通貨に関する規定がないため、一般的な外国為替に関する規制、特に外国為替の使用制限に関する規制が適用される。従って、ベトナム国内では、支払い、上場、広告、見積り、価格評価、契約、合意及びその他の類似の形態における金額の表示（価格の転換又は調整、契約及び合意の価値を含む。）等は、一定の法定の例外を除き、外貨建てで行うことは認められておらず、EVN 以

⁵⁰ 通達 18/2020/TT-BCT 8.1 条(a)

⁵¹ 通達 18/2020/TT-BCT 5.2 条(c)。オフテイカーの資産ではないグリッド又は配電若しくは小売ユニットのグリッドに屋上太陽光発電システムが接続される場合、売主及びオフテイカーは、接続についてグリッドの所有者と合意しなければならない。

⁵² 決定 13/2020/QD-TTg 8.5 条、通達 18/2020/TT-BCT 5.2 条(e)及び 6.2 条

⁵³ 通達 21/2020/TT-BCT 3.2 条、通達 18/2020/TT-BCT 5.4 条

⁵⁴ 通達 18/2020/TT-BCT 5.1 条(b)

外のオフテイカーが支払う電気料金はこの例外に含まれない⁵⁵。EVN に関しては、2021 年 10 月 31 日の屋上太陽光発電への FIT の適用終了以降（前記 I.3.1 参照。）、太陽光発電事業に対して EVN が支払うべき電気料金については、依然として国家当局が検討を行っている。商工省の再生可能エネルギー開発制度に関する決定案⁵⁶によれば、EVN との電力購入契約における屋上太陽光発電システムの電気料金は、以前のように恒久的に固定された価格ではなく、むしろ、複雑な技術的指標を含む算式に基づいて毎年計算される価格の範囲内で、デベロッパーと EVN が電力購入契約において特定の購入価格を合意するとされている。また、為替変動については、EVN 及び屋上太陽光発電システムの投資家が、外貨建ての貸付資本金、元本返済状況、以前合意された為替レート及び前年の実勢為替レート等の複数の要因に基づき算定された、通貨変動率及び支払案について合意することが検討されている。この場合、支払案は、ベトナムの電力規制局の審査のため提出され、その後商工省の承認を受けなければならないとされている。

II.3. 適用され得るインセンティブ

屋上太陽光発電システムへの投資及び所有は、再生可能エネルギーの生産に適用されるインセンティブの対象となり得る。主なインセンティブに関する詳細な情報は、本報告書の付表（A 列）を参照。

II.4. 実務上の問題点

- ▶ EVN との電力購入契約における電気料金の仕組みが不明確であること：
前記 II.2.4 のとおり太陽光発電について FIT の適用はもはやなく、EVN が支払う電気料金に関する新たな仕組みは、現時点では公表されていない。電力価格は投資の実施にあたり最も重要な要素であるため、規定が存在しない現在の状況は、屋上太陽光発電システムへの投資が遅れる大きな原因となり得る。FIT の適用終了以降、EVN は新規投資家との電力購入契約の締結を延期している⁵⁷。新たな料金メカニズムが投資家にとって、なお魅力的なものであるかどうかは依然として定かではない。
- ▶ 出力抑制リスク：
再生可能エネルギーのプロジェクトは、自然環境の条件が良好な地域に集中する傾向がある一方、地域によっては非常に限られたグリッド容量しかない状態である。そのため、出力抑制を求められるリスクがこれまで以上に深刻となってきた。現在の規制及び電力購入契約の規制モデルでは、EVN が、屋上太陽光発電システムから発電された全電力を購入する保証はない

⁵⁵ 外国為替規則 22 条（その後の改正を含む。）、通達 32/2013/TT-NHNN 3 条及び 4 条（その後の改正を含む。）

⁵⁶ Ban Mai「屋上太陽光発電の固定 FIT 価格解除」Electronic Dong Nai Newspaper（2021）：
<http://www.baodongnai.com.vn/tintuc/202109/bo-gia-fit-co-dinh-cho-dien-mat-troi-ap-mai-3077780/>（最終アクセス：2021 年 11 月 15 日）（ベトナム語のみ）

Anh Tuan「屋上太陽光発電による 20 年間の FIT 優先価格制度が撤廃予定」Lao Dong Newspaper（2021）：
<https://laodong.vn/kinh-te/se-bo-co-che-gia-fit-uu-dai-trong-20-nam-voi-dien-mat-troi-ap-mai-947960.lds>（最終アクセス：2021 年 11 月 15 日）（ベトナム語のみ）

⁵⁷ Ngoc An「新たな指示なし、年末より契約締結停止」Tuoi Tre Online（2020）：
<https://tuoitre.vn/chua-co-huong-dan-moi-dung-ky-hop-dong-dien-mat-troi-mai-nha-tu-cuoi-nam-20201225212726321.htm>（最終アクセス：2021 年 11 月 15 日）（ベトナム語のみ）

ため、グリッド容量への過負荷や発電量の過剰により、EVN が発電された電力の購入を拒否するリスクが存在する。実際に、EVN は、既に約束したプロジェクトについてさえ、屋上太陽光発電システムからの全ての発電電力を購入することが困難であると考えており、出力抑制に関する明確な詳細規定や規制が存在しないにもかかわらず、出力を抑制するように要求している旨が報道されている⁵⁸。

▶ 中間電圧グリッド(1kv~35kv)に関する技術的課題：

EVN は、2020 年の商工省への報告書の中で、細目を定める規定が存在しないことを理由に、現状、屋上太陽光発電システムがグリッドに接続される場合は、太陽光発電所に適用される技術的条件に従わなければならないと述べている。これは屋上太陽光発電システムの投資家にとって極めて困難である可能性がある⁵⁹。屋上太陽光発電システムに特化したグリッド接続のための適切な技術的条件を備える必要があるものの、現時点では商工省はこの点に関して細目を定める公式の規定を公表していない。

▶ 為替リスク：

過去の EVN との電力購入契約では、為替リスクは固定価格買取制度 (FIT) により考慮され、対処されてきたが、他のオフテイカーの場合には適用されず、また、EVN が買手となる新たな価格制度の案でも、例外や考慮は存在しない状況である。従って、屋上太陽光発電システムの投資家は、外国為替リスクを負わなければならない可能性がある。

III ソーラーパネルの製造、輸入及び設置に関する規制

III.1. 製造

III.1.1. 製造プロジェクトに適用ある可能性があるインセンティブ

ソーラーパネル (ベトナム語では「tấm quang điện」という。) の製造は、法律が定める条件付投資分野の一覧⁶⁰に記載された分野に該当しないため、製造業全般に適用ある規制のほかには、特別な事業条件はない。他方、ベトナムにおけるソーラーパネル又はその部品の生産プロジェクトは、その生産品が、(X)優先的に発展させる裾野産業製品リスト⁶¹、又は(Y)優先的に発展させるハイテク製品リスト⁶²に記載された製品に該当する場合には、一定の投資インセンティブを受けられる場合がある。投資インセンティブは、プロジェクトの所在地、目的及び他の要因により、プロジェクトごとに異なることから、

⁵⁸ Luong Bang 「前例のない事態、1兆ドル規模のパニック」 Vietnamnet (2021) : <https://vietnamnet.vn/vn/kinh-doanh/dau-tu/cong-suat-tieu-thu-giam-ong-chu-du-an-dien-lo-lang-778495.html> (最終アクセス：2021年11月15日) (ベトナム語のみ)

Hoa Binh、The Quang 「太陽光発電への資金投入後の電力過剰：容量削減に歯ざりする企業」 VTC News (2021) : <https://vtc.vn/do-tien-lam-dien-mat-troi-roi-thua-dien-doanh-nghiep-can-rang-giam-cong-suat-ar617252.html> (最終アクセス：2021年11月15日) (ベトナム語のみ)

⁵⁹ Toan Thang 「屋上太陽光発電の「障害を取り除く」ための一連の提案」 Online Newspaper of the Government of Vietnam (2020) : <http://baochinhphu.vn/Hoat-dong-Bo-nganh/Hang-loat-kien-nghi-go-vuong-cho-dien-mat-troi-mai-nha/408295.vgp> (最終アクセス：2021年11月15日) (ベトナム語のみ)

⁶⁰ 投資法付属文書 IV、7.2 条及び 7.3 条

⁶¹ 政令 31/2020/ND-CP 付属文書 II A.I.3、政令 111/2015/ND-CP 付属文書 VI

⁶² 政令 31/2020/ND-CP 付属文書 II A.I.2、決定 38/2020/QĐ-TTg 付属文書 II 35 項

本報告書では、主要なもののみ言及する。

主要なインセンティブ並びに上記(X)及び(Y)のリストに記載された個別の製品については、本報告書の付表を参照されたい。

III.1.2. 重要な技術要件

現在、屋上太陽光発電システムのソーラーパネル、設備及び装置に関する技術基準として、法的な強制力があるものは存在しない⁶³。参照用の技術基準としては、約 40 の国家規格（以下、「TCVN」という。）が存在する。例えば、TCVN 12232（太陽光発電（PV）モジュールの安全性）、TCVN 6781（地上設置の結晶シリコン（c-Si）PV モジュールの設計要件及び型式承認）などがある。かかる規格は、国際規格 IEC 61730 及び IEC 61215 を基に、設定されたものである⁶⁴。これらの TCVN は、推奨される技術品質規格に過ぎず、製造者は、依然として自らの製品に責任を負う。

上記のほかに、一般的な法律上の要件として、一定の例外を除き、製造者は自らの製品に適用ある規格の公表、適合性の評価及び宣言、自らの製品の品質確認、並びに製造者が製品の品質を確保できなかったことに起因して販売者又は顧客に生じる損害の賠償について責任を負う⁶⁵。

さらに現在、屋上太陽光発電システムに関して、国家機関は太陽光電池の効率が 16%を超えるか、又はモジュールの効率が 15%を超えるものであることを義務付けていることに留意が必要である（前記 II.2.1 参照）。これは、ソーラーパネル製品又はソーラーパネル製造者に課せられた義務ではなく、屋上太陽光発電プロジェクトの投資家に課された義務ではあるが、ソーラーパネル製品の製造者もまた、商業上及び生産管理の観点からこれを考慮する必要があると考えられる。

III.2. 輸入

III.2.1. 条件及び許可

一般に、新品のソーラーパネルの輸入に、輸入者による輸入条件の充足又は輸入許可の取得は必要とされない⁶⁶。ただし、中古品のソーラーパネルの輸入については、別の首相規制の適用を受ける⁶⁷。

III.2.2. 輸入関税

ソーラーパネルに適用される輸入関税は、製品の指定された HS コード及び原産地により異なる。現時点では、世界貿易機関（WTO）、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

⁶³ EVN「屋上太陽光発電システムの障害、EVN は詳細な指針を定めるよう商工省に提案」EVN 公式ウェブサイト（2020）：<https://www.evn.com.vn/d6/news/Nhieu-vuong-mac-ve-dien-mat-troi-mai-nha-EVN-tiep-tuc-co-van-ban-de-nghi-Bo-Cong-Thuong-huong-dan-cu-the-6-12-26223.aspx>（最終アクセス：2021年11月15日）（ベトナム語のみ）

⁶⁴ Luong Hoang Anh「ベトナムにおける PV モジュールの良質のインフラの発展」VieQ（2020）：<https://vietq.vn/phat-trien-ha-tang-chat-luong-tam-quang-dien-mat-troi-o-viet-nam-s6-d192219.html>（最終アクセス：2021年11月15日）（ベトナム語のみ）

⁶⁵ 2007年製品及び商品の品質に関する法（その後の改正を含む。）5.1条(a)、10.1条、23条及び28.1条(b)、(c)、59.2条、60条、61.1条及び62.1条

⁶⁶ 政令 69/2018/ND-CP 付属文書 III I.B

⁶⁷ 政令 69/2018/ND-CP 8.5 条

(CPTPP)、欧州・ベトナム自由貿易協定 (EVFTA)、日・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)、ASEAN・中国包括的経済協力枠組協定 (ACFTA)、ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) 等の加盟国が原産地である、組立前の太陽光電池 (HS コード 8541.40.21)、モジュール又はパネルに用いられた太陽光電池 (HS コード 8541.40.22) の輸入には、0%の優遇輸入税率が適用され、優遇税率の適用を受ける資格がない原産地国からの輸入には、5%の税率が適用される⁶⁸。

III.3. ソーラーパネルの製造及び輸入に関連して今後課される義務

2022年1月1日に施行される新しい2020年環境保護法 (以下、「環境保護法」という。)に基づき、一定の製品及び材料の製造者又は輸入者は、次のことを実施する責任を負う。

- ▶ ベトナムで販売されるリサイクル可能な製品及び包装のために、製品及び包装のリサイクルの仕組みを整えること、又はベトナム環境保護基金への資金拠出を行うこと⁶⁹。
- ▶ ベトナムで販売されるリサイクル不可能又は有害な製品及び包装の廃棄物処理プロセスを維持するために、ベトナム環境保護基金への資金拠出を行うこと⁷⁰。

具体的な義務、リサイクル可能な製品及び包装並びにリサイクル不可能又は有害な製品及び包装の詳細を定めるリストは立案中であるが、ソーラーパネル、その部品及びそれらの包装が当該リストに含まれる可能性がある⁷¹。

III.4. 設置

- ▶ 屋上太陽光発電システムは、前記 II.2.1 で述べたように、建設物の屋上に設置しなければならない。
- ▶ 屋上太陽光発電パネルシステムへの投資及びその設置は、現行の規制に従って、電力、建設物、環境及び消防の安全に関する要件を確実に満たさなければならない⁷²。

次の表は、屋上太陽光発電システム設置に特有な許可要件のうち、主要なものを示したものである⁷³。

⁶⁸ 政令 122/2016/ND-CP (その後の改正を含む。) 5.3 条及び付属文書 II、政令 57/2019/ND-CP 付属文書 II、政令 156/2017/ND-CP 付属文書、政令 160/2017/ND-CP 付属文書、政令 111/2020/ND-CP 付属文書 II、政令 153/2017/ND-CP 付属文書、2016 年輸出入関税法 5.3 条(c)、決定 36/2016/QD-TTg (その後の改正を含む。) 付属文書

⁶⁹ 環境保護法 54 条

⁷⁰ 環境保護法 55 条

⁷¹ 環境保護法に関する詳細な規制を定める政令の草案及び関連する通達 50/TTr-BTNMT の草案は、天然資源環境省の公式ウェブサイト：<https://monre.gov.vn/VanBan/Pages/ChiTietVanBanDuThao.aspx?pID=257> に掲載されている (最終アクセス：2021 年 11 月 15 日) (ベトナム語のみ)

⁷² 決定 13/2020/QD-TTg 9.4 条

⁷³ 外国投資に関する規制については、II.1.2 を参照

項目	主要な許可要件
工事	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロジェクトの規模によって、特に、屋上太陽光発電システムの設置と他の建設工事が組み合わさったプロジェクトについては、投資家は、建設許可を取得する前に、フェージビリティスタディ（実行可能性調査）報告又は環境技術報告を作成し、評価及び承認を受けることを義務付けられる場合がある⁷⁴。 ▶ 法律により別段免除される場合を除き、建設許可の取得が義務付けられる⁷⁵。現行法の文言上、既存の屋上に屋上太陽光発電システムを設置するだけの場合に、建設許可免除の対象であるとみなされ得るのか否かは不明確である。建設工事ごとに、事前に地方建設当局の確認を求めることが推奨される。
環境保護	<p>土地面積が 200ha 以上又は土地面積が 50ha 以上 200ha 未満のプロジェクトについては、それぞれ、環境影響評価又は環境保護計画登録の手続が必要となる場合がある⁷⁶。しかし、屋上太陽光発電システムが上記面積を占めることはないと考えられる。</p>
消防	<p>政令 136/2020/ND-CP 付属文書 III 及び付属文書 V が定める「発電所」に該当する場合は、火災予防安全に関する特別な要件が適用される。しかし、法律上、屋上太陽光発電システムが「発電所」とみなされるかどうかは明確ではない。仮に、屋上太陽光発電システムが「発電所」とみなされる場合には、次のことが必要である⁷⁷。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 屋上太陽光発電システムを設置する前に、消防設計の承認を得ること。 ▶ 運転前に、火災安全に関する試運転結果について承認を得ること。

IV まとめ

2019 年から 2021 年にかけては、再生可能エネルギーの発展を促進するための政策的な決議や具体的な法令の公布が活況であったが、2021 年の年末から 2022 年の前半にかけては、こうした動きは一時的に停滞すると考えられる。風力発電及び太陽光発電への固定価格買取制度（FIT）の適用がなくなり、新しい規制の枠組みへの移行が検討されているためである。

もっとも、ベトナムにおける今後の電力需要が増大すること、特にクリーンな電源に対する様々なステークホルダーからのニーズが高まることは明らかであり、PDP VIII の草案でも再生可能エネルギー電源を発展させることが示されているため、投資家の関心は引き続き高い分野である。

前述の通り、投資プロジェクトの場所の選定にかかる環境性向及びそれに伴う出力抑制を求められるリスク、現時点で EVN への売電価格が不明瞭な状況にあること等には留意が必要であるが、最大出力が 1MW 未満とされている屋上太陽光発電プロジェクトについては、EVN 以外のオフテイカーに売電

⁷⁴ 建設法（その後の改正を含む）52 条、2021 年 1 月 14 日付オフィシャルレター 121/BXD-HDXD

⁷⁵ 建設法（その後の改正を含む）89 条

⁷⁶ 政令 18/2015/ND-CP（その後の改正を含む）付属文書 II 27 項、ベトナム環境総局が発した 2020 年 12 月 14 日付オフィシャルレター 4033/TCMT-QLCT

⁷⁷ 政令 136/2020/ND-CP 5 条、14.1 条(a)、14.1 条(c)及び 15 条。個別に、事前に管轄当局の意見を得ることが推奨される。

し、全国的な送電網（グリッド）に接続しない（又は売電量を少なく設定する）選択肢もあり、そうしたリスクの影響を低減することも一定程度可能であると考えられる。間もなく開始される直接電力購入契約メカニズム及び電力小売市場、PDP VIII の正式発表も含め、今後の動向を注視したい。

付 表

主要なインセンティブ及び適格製品の一覧

I. 主要な投資インセンティブ

税制上のインセンティブ 及びその手段	(A) 再生可能エネルギー 機器又はその部品の生産	(B) 優先的に発展さ せる裾野産業の製品	(C) 優先的に投資及び発 展させるハイテク製品
法人所得税(CIT)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 税率：10%の優遇税率が 15 年間適用される⁷⁸。 ➤ 4 年間免税され、その後 9 年間は税率が 50%削減される⁷⁹。 		
輸出入関税	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 固定資産を構成する物品に対する輸入関税が免除される⁸⁰。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ベトナム国内で未だ製造されていない機械、設備、道具、物資に対する輸入関税が免除される⁸¹。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ベトナム国内で未だ製造されていない製品の生産のための原料、物資及び部品に対する輸入関税が、生産開始日から 5 年間、免除される⁸²。 	
他の特別な インセンティブ	該当なし。	下記の支援手段 ⁸³ <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究開発 ➤ 技術移転 ➤ 人材開発 ➤ 市場開発支援 (国家貿易促進プログラムへの優先参加) 	該当なし。

II. 適格製品の一覧⁸⁴

(X). 優先的に発展させる裾野産業製品リスト(政令 111/2015/ND-CP 付属文書 3-電子産業)

- 基本電子機器-オプトエレクトロニクス部品：トランジスター、集積回路、センサー、抵抗器、コンデンサー、ダイオード、アンテナ、サイリスター
- クォーツ部品
- 電子マイクロチップ

⁷⁸ 法人所得税法（その後の改正を含む。）13.1条(b)

⁷⁹ 法人所得税法（その後の改正を含む。）14.1条

⁸⁰ 輸出入関税法（その後の改正を含む。）16.11条

⁸¹ 輸出入関税法（その後の改正を含む。）16.19条(a)

⁸² 輸出入関税法（その後の改正を含む。）16.13条

⁸³ 政令 111/2015/ND-CP チャプター2

⁸⁴ 本一覧には、当職らが認識する限りで一般にソーラーパネルに関連すると考えられる製品のみを記載しているが、具体的な製品ごとに個別に確認されることをお勧めする。

- 電子部品製造用材料：半導体、硬質磁性材料、軟質磁性材料、アクティブインシュレーター
- 電子製品の部品：プラスチック部品、ゴム部品、ガラス部品、機械工学部品
- その他

(Y). 優先的に発展させるハイテク製品リスト(決定 38/2020/QD-TTg 付属文書 II)

- (35 項)高効率であり環境に配慮した光起電力(PV)パネル
- (94 項)半導体、オプトエレクトロニクス及びフォトニクスの材料